

徳島県告示第408号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年8月4日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 申請の概要

(1) 申請者

名 称 日清紡テキスタイル株式会社
住 所 東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号
代表者 代表取締役 岡山芳久

(2) 工場又は事業場

名 称 日清紡テキスタイル株式会社 吉野川事業所
所在地 吉野川市鴨島町牛島字明治開2429-1

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第19号チに規定する薬液浸透施設並びに同表第21号イに規定する湿式紡糸施設及び同号ハに規定する原料回収施設

(4) 特定施設及び污水等の処理に関する事項

2の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年8月4日から
令和8年8月25日まで

(2) 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び吉野川市市民部環境企画課